

豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、市内の事業所に二酸化炭素排出量の削減に寄与する省エネルギー設備等を導入する中小企業者等に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する会社若しくは個人（同項第2号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第2号から第11号までに掲げる中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会又は同法第72条の4に規定する農事組合法人

エ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置する者

カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設を設置する者

キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を営む者

ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所、同法第 1 条の 6 に規定する介護老人保健施設又は同法第 2 条に規定する助産所を設置する者

(2) 省エネルギー診断 エネルギーの使用状況や建物の構造等の調査及び分析に基づき、専門機関のエネルギー管理士等の有資格者が実施する診断で、エネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにし、エネルギー及びコストの削減効果を数値で明示した報告書が作成されるものをいう。

(3) 省エネルギー設備等 エネルギー効率の向上若しくはエネルギー転換により二酸化炭素排出量の削減に寄与する設備をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者等のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする年度に本市が開催する中小企業等向け省エネセミナーを受講していること

(2) 市内に本社、支社、支店又は営業所等(以下「事業所」という。)を有すること

(3) 過去に本制度の補助金を受けていないこと

(4) 市税及び国民健康保険料の滞納がないこと

(5) 宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む事業者でないこと

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 市が実施した省エネルギー診断に基づき、市内に有する事業所に次条に規定する補助対象設備を導入するもの

(2) 申請日において着手していないもの

(3) 申請日の属する年度の3月10日（この日が土、日曜日又は祝日に当たる場合は、その前日）までに完了するもの

（補助対象設備）

第5条 補助金の交付の対象となる省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両でないこと

(2) 既存の設備と用途が同一であること

(3) 中古品又はリースにより取得するものでないこと

(4) 複数の事業者が共同で所有するものでないこと

(5) 補助対象者が自ら製造又は販売をするものでないこと

(6) 完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。）及びその子会社間の売買等により取得したものでないこと

2 前項の規定にかかわらず、国、県又はその他の関係機関から補助金等の交付を受けて導入する省エネルギー設備等は、補助対象設備としない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象設備の導入に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、次に掲げるものの合計額とする。

(1) 補助対象設備の購入及び設置に要する費用

(2) 設計に要する費用

(3) 既存の設備（補助対象設備に係る既存の設備に限る。）の撤去に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業を実施する事業所の増改築に要する費用は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

2 補助金の額は、補助対象事業につき100万円を限度とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする年度の10月1日以降、補助事業に着手する7日前までに、豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 中小企業等の事業者にあつては、法人に係る登記事項証明書(全部事項証明書)(申請日前3か月以内に発行されたもの)(複写可)

(2) 個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し

(3) 省エネルギー診断に係る報告書の写し

(4) 補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し

(5) 補助対象設備の規格等が確認できる書類

(6) 全体配置図、補助対象設備の据付図等

(7) 現況が確認できるカラー写真

(8) 市税及び国民健康保険料の滞納がないことを明らかにする書類(申請日前1か月以内に豊川市財務部資産税課にて発行された完納証明書等)

(複写可)

(9) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

(補助事業の内容の変更)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定事業者」という。)は、設置予定設備の製造中止若しくは供給中止、又は特に止むを得ない理由があると認められる場合に限り、速やかに豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けて内容を変更することができる。ただし、補助対象経費が変更となった場合でも、当初の交付申請額に変更がない場合で、第1条の趣旨に反しない軽微な変更をするときは、この限りではない。

2 交付決定事業者は、前項の規定による申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 交付決定事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金交付申請取下書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日(この日が土、日曜日又は祝日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日)のいずれか早い日までに豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備、補助対象経費が確認できる注文書等の写し
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる領収書等の写し
- (3) 補助対象事業の実施状況が確認できるカラー写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する完了の日とは、補助対象設備の設置に係る領収書の発行日（領収書が複数ある場合にあっては、いずれか遅い日）をいう。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第15条 交付決定事業者は、市長の承認を得た場合を除き、補助対象設備を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過したとき、又は交付決定事業者の責めに帰すことができない事由があるときは、この限りでない。

（交付の決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市中小企業等向け省エネルギー設備導入費補助金取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(委任)

第17条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。